

2020年4月3日

## JFS 監査及び適合証明プログラムの監査員・判定員養成のための研修機関及び講師に係る承認基準文書 Ver. 2.0 の改定のポイント

食品安全マネジメント協会

### 1. 改定の目的

「JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム 監査員・判定員研修コースに係る承認基準文書」(以下、「承認基準文書」という。)は2017年10月にVersion 1.0を公表した後、監査研修について3研修機関(うち1機関が大学機関)の承認、食品安全研修について4研修機関(うち2機関が大学機関)の承認をし、運用実績を重ねている。この間、JFS-A/B規格がそれぞれVersion 2.0に、JFS 監査及び適合証明プログラム文書がVersion 2.0に改定され、承認基準文書を運用実態に合わせて見直す必要が生じている。また、新たなセクターであるフードサービスのための研修コースの承認基準を規定することも必要となっている。

そこで、承認基準文書を現状の運用実態と今後の展開を考え、改定する。

### 2. 主な改定案の概要

#### (1) 承認基準文書の対象

承認基準文書 Ver.1.0 は、研修コースを承認するための文書としていたが、Ver.2.0 では研修機関および講師を承認するための基準文書とする。それにあわせて承認基準文書の名称を「JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム監査員・判定員研修コースに係る承認基準文書 Ver. 1.0」から、「JFS 監査及び適合証明プログラムの監査員・判定員養成のための研修機関及び講師に係る承認基準文書 Ver. 2.0」に変更する。

#### (2) 引用規格

JSA-B 規格 Ver.1.1 のように規格要求事項の版を固定して示していたものを、「最新版を引用する」との記述とした。

#### (3) 研修機関の承認、契約、承認の維持、更新等について

研修機関の承認、契約、承認の維持、更新について明記した。  
また、研修機関の承認の一時停止および取り消しも明記した。

#### (4) 講師

講師の力量要件を明記し、講師を協会が承認する運用とした。また、講師の力量維持のための研修機関に対する要求事項および講師の登録の一時停止、登録の取消の規定も明記した。

- (5) 異議申し立て  
研修機関及び講師の異議申し立てについて規定した。
- (6) 承認研修コース  
「承認基準文書 Ver. 1.0」 4.2.1 項にあった研修の区分や必要時間については、「承認基準文書 Ver. 2.0」では付属書 1 に承認基準コースの一覧として提示し、フードサービス規格（セクター：G）を追加した。
- (7) 研修コース実施要領  
各研修コースの実施要領は以下の付属書にて明記している。
  - 付属書 2-1 食品安全研修コース実施要領
  - 付属書 2-2 食品の製造（セクター：E/L）監査研修コース実施要領
  - 付属書 2-3 フードサービス（セクター：G）監査研修コース実施要領
- (8) 研修機関の JFS ロゴマーク使用規程の追加  
研修機関の JFS ロゴマーク使用規程の追加をした。
  - 付属書 3 研修機関の JFS ロゴマーク使用規程

以上